

## 旧姓の通称使用を拡大する法制度の創設を求める意見書

選択的夫婦別姓制度について、現国会で再び導入の是非が議論されている。

現在の議論を見る限り、子の姓の扱いについて議論が足りないと言わざるを得ない。生まれたばかりの子には姓の選択権がない。それどころか、別姓家庭に生まれた子は、父か母いずれかの名字とは異なる「親子別姓」となってしまう。さらに、現行の戸籍法では出生後14日以内に氏名を届け出なければならぬため、夫婦間の協議が整わなければ無戸籍児になるリスクが生じる。

また、夫婦別姓を訴える人は個人のアイデンティティを重視するが、家族の絆やこどもの福祉、家庭の一体感に対する配慮が不十分との指摘もある。さらに、たとえ日本独自の制度と指摘されても、各国の多様な氏制度と同様、日本の夫婦同姓制度もその歴史や文化の一側面として尊重されるべきである。

一方で女性の社会進出が進む中、婚姻後も旧姓の通称使用を希望する人が増えている。平成24年から令和4年までの10年間で就業者数は約370万人増加し、現代の働く女性のニーズは多様化している。この社会情勢を受け、令和2年12月に閣議決定された第5次男女共同参画基本計画では、婚姻による改姓で不利益を被らないよう、旧姓の通称使用の拡大が明記されている。既に免許証やパスポートでの旧姓併記措置も進んでいるが、法律整備が十分でないため、民間資格や金融機関の手続きで不便を感じる事例も散見される。

以上の背景を踏まえると、国としては、旧姓の通称使用を拡充するための法整備を優先し、家族の一体感やこどもの福祉、そして女性の社会的活躍を支援する現実的な制度整備に取り組むことが望まれる。

よって、国におかれては、これらのことを踏まえ、下記の事項について措置されるよう強く要望する。

### 記

- 1 旧姓の通称使用が拡大される現状における課題を解決するため旧姓の通称使用を拡充する法制度の創設を講ずること。
- 2 国民の見解・認識を正確に把握することの重要性に鑑み、改めて慎重に国民の真意を把握すること。さらに分析・研究が不十分なこどもへの影響を調査する等、専門家委員会の設置等の措置を講ずること

以上、地方自治法99条の規定により意見を提出する。

令和7年3月19日

熊本県議会議長 山口 裕

衆議院議長	額賀 福志郎 様
参議院議長	関口 昌一 様
内閣総理大臣	石破 茂 様
法務大臣	鈴木 馨祐 様
内閣府特命担当大臣 (こども政策 男女共同参画)	三原 じゅん子 様
女性活躍担当大臣	三原 じゅん子 様